

# 消費者庁から認定を受けた影響是正措置計画に基づくお知らせ

平素は格別のご愛顧を賜り、厚く御礼申し上げます。

この度、弊社は消費者庁から不当景品類及び不当表示防止法（昭和37年法律第134号。以下「景品表示法」という。）に違反する疑いがある行為を指摘する通知書を受領したことから、当該疑いの理由となった以下に記載の行為の影響を是正するために、必要な措置に関する計画（以下「影響是正措置計画」といいます。）を自主的に策定し、消費者庁に認定の申請を行ったところ、令和8年3月3日付で消費者庁から認定を受けました。

弊社は、認定を受けた影響是正措置計画に基づき、次のとおり周知いたします。

## 1. 当該疑いの理由となった行為について

弊社は、弊社が運営する「エステティックサロン ソシエ」と称する店舗で供給する施術サービス（以下「本件役務」といいます。）を一般消費者に提供するに当たり、令和3年9月23日から令和7年5月28日までの間、「HOT PEPPER Beauty」と称するウェブサイトに掲載された各店舗のページ内の「クーポンメニュー」と称するページで提供するクーポンにおいて、例えば、「ボディ人気No. 1!!【身体スッキリ】むくみ改善全身オールハンド55分¥31,185→」、「¥4,400」、「有効期限：2025年05月末日まで」等と表示することにより、あたかも、当該クーポン記載の期限内に当該クーポンを利用して申し込んだ場合に限り、割引が適用された価格で本件役務の提供を受けることができるかのように表示していましたが、実際には、当該クーポン記載の期限後に申し込んだ場合であっても、期限内と同額又はそれ以上の金額の割引が適用された価格で本件役務の提供を受けることができるものであり、本件表示は、景品表示法第5条第2号の規定に違反する疑いがあるものでした。

弊社は、今回の消費者庁によるご指摘を厳粛に受け止め、今後は、社内の広告管理体制の見直しを図ることで、再発防止に努めてまいります。

本件により、お客様をはじめ、関係各位にご迷惑とご心配をおかけいたしましたこと、謹んで深くお詫び申し上げます。

## 2. 消費者庁から認定を受けた影響是正措置計画に基づく被害回復措置のお知らせ

弊社は、令和3年9月23日から令和7年5月28日までの間にHOT PEPPER Beautyにて当該クーポンを使用されたお客様に対して、消費者庁に認定を受けた影響是正措置計画に基づき被害回復措置を実施いたします。対象となるお客様にAmazonギフトカードをお送りさせていただきます。尚、詳細については個別にご連絡させていただく際にお知らせいたします。

## 3. 本件に関するお問い合わせ先

本件につきましてご不明点がございましたら、以下のメールアドレスにお問い合わせくださいますようお願い申し上げます。

socie\_info@socie.biz

令和8年3月3日  
株式会社ソシエ・ワールド